

平成26年白老町議会定例会4月会議会議録（第1号）

平成26年 4月30日（金曜日）

開 議 午前10時00分

散 会 午後 0時17分

○議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 行政報告について
- 第 4 議会運営委員の辞任について
- 第 5 議会運営委員の辞任について
- 第 6 発議第 1号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第 1号 平成26年度白老町一般会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第 3号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 2号 平成26年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第 4号 白老町港湾施設管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 報告第 1号 専決処分の報告について
(白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 第12 報告第 2号 専決処分の報告について
(損害保険の額の決定について)
- 第13 諸般の報告について

○会議に付した事件

- 発議第 1号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 1号 平成26年度白老町一般会計補正予算（第1号）
 - 議案第 3号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 2号 平成26年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
 - 議案第 4号 白老町港湾施設管理条例の一部を改正する条例の制定について
 - 報告第 1号 専決処分の報告について
(白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
 - 報告第 2号 専決処分の報告について
(損害保険の額の決定について)
-

○出席議員（13名）

| | |
|-----------|-----------|
| 1番 氏家裕治君 | 2番 吉田和子君 |
| 3番 斎藤征信君 | 4番 大淵紀夫君 |
| 5番 松田謙吾君 | 7番 西田祐子君 |
| 9番 吉谷一孝君 | 10番 小西秀延君 |
| 11番 山田和子君 | 12番 本間広朗君 |
| 13番 前田博之君 | 14番 及川保君 |
| 15番 山本浩平君 | |

○欠席議員（1名）

8番 広地紀彰君

○会議録署名議員

| | |
|-----------|-----------|
| 11番 山田和子君 | 12番 本間広朗君 |
| 13番 前田博之君 | |

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | |
|----------------------|-------|
| 町長 | 戸田安彦君 |
| 副町長 | 白崎浩司君 |
| 教育長 | 古俣博之君 |
| 理事 | 山本誠君 |
| 総合行政局長 | 岩城達己君 |
| 総合行政局財政担当課長 | 安達義孝君 |
| 総合行政局企画担当課長 | 高橋裕明君 |
| 総務課長 | 大黒克己君 |
| 町民課長 | 南光男君 |
| 生活環境課長 | 竹田敏雄君 |
| 産業経済課長 | 石井和彦君 |
| 産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長 | 本間力君 |
| 産業経済課港湾担当課長 | 赤城雅也君 |
| 健康福祉課長 | 長澤敏博君 |
| 上下水道課長 | 田中春光君 |
| 教育課長 | 高尾利弘君 |
| 子ども課長 | 坂東雄志君 |
| 消防長 | 中村諭君 |

○職務のため出席した事務局職員

事務局 長 岡村 幸男 君

主 幹 本間 弘樹 君

◎開議の宣告

○議長（山本浩平君） 本日4月30日は休会の日でございますが議事の都合により特に定例会4月会議を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本浩平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則第109条の規定により議長において11番、山田和子議員、12番、本間広朗議員、13番、前田博之議員の指名いたします。よろしく願いいたします。

◎議会運営委員会委員長報告

○議長（山本浩平君） 日程第2、議会運営委員会報告をいたします。

議会運営委員会委員長から4月17日及び本日の会議前に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申し出がありますのでこれを許可いたします。

議会運営委員会大淵紀夫委員長。

〔議会運営委員会委員長 大淵紀夫君登壇〕

○議会運営委員会委員長（大淵紀夫君） 議長の許可をいただきましたので4月17日及び本日再開前に行った議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

平成26年白老町議会定例会は6月30日まで休会中ではありますが、会議条例第6条第3項の規定により休会中にかかわらず議事の都合により4月会議を開くことといたしました。

本委員会での協議事項は平成26年定例会4月会議の運営の件であります。

まず4月17日の会議において前田博之議員、西田祐子議員から提出された議会運営委員の辞任については辞任の許可を議題に供するとこととし、本委員会の運営については委員補充を行わず現委員5名で行うこととし委員定数を7人以内とするための委員会条例の一部改正を発議することといたしました。

また町長の提案に係るものとして平成26年度一般会計、国民健康保険事業特別会計の補正予算2件、条例の一部改正2件及び専決処分の報告2件の合わせて議案6件であります。本日の再開前に町長提案の6件の議案について担当課長からその概要について説明を受けた後、いずれも本日の議事日程といたしました。

このことから、4月会議の再開は本日1日間とするものであります。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（山本浩平君） ただいま議会運営委員長報告がありました。

委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

◎行政報告

○議長（山本浩平君） 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたのでこれを許可いたします。

戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 平成26年白老町議会定例会4月会議の再開に当たり行政報告を申し上げます。

初めに暴力団等の排除に関する苫小牧警察署と白老町の合意書の締結についてであります。この合意は本年4月1日の白老町暴力団排除の推進に関する条例施行を受け、4月3日に同署と本町の間で締結を行ったものであります。この合意により町が発注する事務事業や町施設からの暴力団排除が徹底され、町民が安全で安心して暮らしていける地域づくりに寄与するものとして期待しております。

次に2月26日に竹浦海岸で発生したと畜犬による死亡事故であります。まずはこの痛ましい事件につきましてお亡くなりになった方のご遺族に心より哀悼の意を表します。

町といたしましては事件の発生後から苫小牧警察署の捜査活動に協力しており4月23日には被疑者が逮捕されております。今後におきましても犬の飼い主に対する管理徹底のほか地域における畜犬管理に関する情報提供など町民の皆様のご協力をいただいで適切に対応してまいります。

なお本4月会議には議案4件、報告2件を提案申し上げますのでよろしくご審議賜りたいと存じます。

○議長（山本浩平君） 次の日程に入ります前にお諮りをいたします。

議案の内容等により先議あるいは日程の変更等をあらかじめ議長に一任していただきたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

それではそのように取り扱いをさせていただきたいと存じます。

◎議会運営委員の辞任について

○議長（山本浩平君） 日程第4、前田博之議員の議会運営委員の辞任の件を議題に供します。

地方自治法第 117 条の規定により除斥の対象となりますので議案の審議終了まで前田博之議員の退場を求めます。

〔前田博之議員退場〕

○議長（山本浩平君） 3月26日、前田博之議員から一身上の都合により議会運営委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りいたします。

本件は申し出のとおり前田博之議員の議会運営委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、前田博之議員の議会運営委員の辞任を許可することに決定をいたしました。

〔前田博之議員入場〕

◎議会運営委員の辞任について

○議長（山本浩平君） 日程第5、次に西田祐子議員の議会運営委員の辞任の件を議題に供します。

地方自治法第 117 条の規定により除斥の対象となりますので議案の審議終了まで西田祐子議員の退場を求めます。

〔西田祐子議員退場〕

○議長（山本浩平君） 3月26日、西田祐子議員から一身上の都合により議会運営委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りいたします。

本件は申し出のとおり西田祐子議員の議会運営委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、西田祐子議員の議会運営委員の辞任を許可することに決定いたしました。

〔西田祐子議員入場〕

◎発議第1号 白老町議会委員会条例の一部を改正する 条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第6、発議第1号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。提出者からの説明を求めます。

議会運営委員会大淵紀夫委員長。

〔議会運営委員会委員長 大淵紀夫君登壇〕

○議会運営委員会委員長（大淵紀夫君） 発議第1号、平成26年4月30日、白老町議会委員会

条例の一部を改正する条例の制定について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 109 条第 6 項及び白老町議会会議規則第 8 条第 3 項の規定により提出します。

発議 1 - 2 をお開きください。白老町議会委員会条例の一部を改正する条例。

白老町議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中 7 人を 7 人以内に改める。

附則、この条例は平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

以上であります

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありましたが本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

13 番、前田博之議員。

○13 番（前田博之君） 私も辞任を承知いただくまで議運やっていましたので十分承知の上でお聞きいたします。

まず白老町議会は円滑な議会運営の必要性から会派制をとっていますが、ご承知のとおりあくまでも会派制は任意性であります。このことを前提について伺いますが白老町議会運営基準の第 10 章で議会運営委員会の委員構成について、委員は原則として各会派の委員数の比率により選出することになっています。会派が解消されたことによって残された 3 会派から委員が選出されることになるとは思いますけれども、ただいまの条例改正の一部改正案では委員の定数が 7 名以内とこうなっていますけれども、7 名以内としたあるいは 7 名以内となった根拠について伺います。

○議長（山本浩平君） 大淵紀夫議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（大淵紀夫君） 大淵です。ただいまのご質問にお答えをいたしたいと思えます。

この議会運営委員会を設置したときには全議員の定数が 20 名でございました。そういう中で 7 名という規定をしたわけですが、現状の状況ではこれがなじむかどうかということは議会運営委員会でも議論があったところでございます。そういう中で今の状況でいくと委員外議員の皆様をきちんと議会運営委員会に招集いたしますと残る会派から 7 名の議員を選出すると残る議員の方は 1 名でございます。これは実情に全く合わないということの議論もございまして 7 名以内とし、これは産業厚生常任委員会及び総務文教常任委員会も 7 名以内となっております。そういう形の中で 7 名以内が適当であろうという判断をし、今回につきましては当然今お話あったように会派の中で選んでいるということでございますので補充をしないで今後議会運営委員会を運営するというようなことで、こういう根拠にし結果としてこういう形にしたということでございます。

○議長（山本浩平君） 13 番、前田博之議員。

○13 番（前田博之君） ただいまの 7 名以内という根拠等々については理解いたしました。前段私も申し上げましたけれども、そういう立場にいましたので十分理解した上でもう一回質問しますけれどもこれはあくまでも確認の意味でございます。今後の議会運営のあり方等々についてです。

委員長のほうにもお聞きしたいと思いますけれども、4人の議員が会派を解消したことで議員の3割が無会派となってしまっております。これは私も含めて、るるありますけれどもそれはさておいて、そこでこれまで5会派で議会運営を運営し物事あるいは方向性を決めてきました。今後はただいま申し上げましたように3会派で決めたことが議会運営委員会での決定事項となると私は思いますけれども、そういう形の理解でよろしいかどうか伺います。

○議長（山本浩平君） 大淵紀夫議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（大淵紀夫君） 大淵です。今本会議での議論ですけれども当然議会運営委員会はこの決定をしたときにも前田委員、西田委員には招集をしております。ご欠席をされております。ぜひそういう意見を議会運営委員会の中でお話をさせていただければ非常に幸いだったと思っております。これが1つ。

もう1つ、今回の趣旨でございますけれども当然議会運営基準、会議条例に基づきまして議会運営委員会の中できちんと決定をし今後の議会運営を行うということでございます。以上です。

○議長（山本浩平君） ほか質疑ございますか。5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） 5番、松田です。ただいま同僚議員から議会運営委員会の委員構成及び会派等について質問がありました。関連してお聞きしますがまずその前に民の会の会派解散の理由について一言申し上げておきたいと思えます。3月25日の予算審査特別委員会において一般会計予算案に対する組み替え動議提出者、きぼう、前田、賛成者、民の会、松田連名で5日前に会派了承のもと提出したが及川議員は採決当日、直前に予算組み替え動議案に反対、私たちは翻意を重く見て、きぼう、前田氏は今後の行動を共にすることは困難と政治判断、会派解散を決意されました。私どもの解散理由は議会人事の先例によって。

○議長（山本浩平君） 5番、松田謙吾議員よろしいですか。会派を解散する理由ということは今この場で皆さんにお話するというようなことは何も必要がないというか求めておりませんし、あくまでも質問をしていただきたいと思えます。今の発議第1号に対しての質問をしていただきたいと思えます。

○5番（松田謙吾君） それを今するのだけれども、前もって会派の状況をお話しておきたいということで話しています。次にそれをお話いたします。

○議長（山本浩平君） 手短にお願いいたします。

○5番（松田謙吾君） 1つの理由は私どもも及川議員の副議長推薦した責任がある、こういうことで会派の解散の1つの理由です。

それからもう1つの理由は財政再建中の健全化目標数値の収支均衡が図られない状況にあり、予測しきれなかったことが財政悪化になったとして戸田町長が私的で北大の宮脇教授で財政運営全般について意見を求め、結果町財政は持続できる状況ではなく将来に向けて破産状況にある、財政再建の危機意識が乏しすぎると現状認識の甘さを指摘、一刀両断に厳しい提言であり、そのことは議会に向けた生の声として受けとめなければならない。よかれとして借り入れた第三セクター債の負

担が影響を及ぼし財政圧迫の要因の1つバイオマス事業導入は当初から無理な計画と指摘され、25年11月2日完成した第3商港区は日本製紙が使う考えはないと報道されても議会として危機感を持ち一枚岩となって行政責任のチェック、町政運営に。

○議長（山本浩平君） 発議第1号に対する質問をお願いします。

○5番（松田謙吾君） はい、今やります。そんなことで私は議会が十分に財政状況のチェック機能がなされていない、これが大きな理由で私たちは解散をしたことを申し上げたかったのです。

それで発議についてです、議会運営基準の2節、委員会及び会派等での7-3についてであります、今回4名という議員比率で約3割の議員が無会派議員となりました。私からいうのもなんであるが過去には前例のないことであります。そこで聞くのですが7-3では会派に所属しない議員1名がいる場合は当該議員の出席はできるが発言は原則として認めず採決に加われないとなっている。私も承知しているのですがこの点について議会運営委員会では何か議論されたのか、されなかったのかまずお聞きしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 大淵紀夫議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（大淵紀夫君） 当然この件については議論されました。これは議会運営基準の中で先輩議員含めて今までの経過の中でこういう決め事を全体として合意のもとに決めてきたということでございますのでこういう形で今後運営を進めさせていただくということでございます。

○議長（山本浩平君） 5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） 2問目なのですが同じ節の8で次の場合に各会派代表会議を開催することができるという規定があります。その中の②でその他議長が必要と認めるときは会派代表者会議を開催できることになっておりますが、今回会派解消されたことで会派代表者会議はこれまでのように総意とならず3会派のみで各会派代表会議となるが、今後の各会派代表者会議の取り扱いはどのように運営されるのかお聞きしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 先ほど13番、前田議員の質問の中で全体のうちの3割が無会派になっているというお話もございました。ただ白老町議会は会派制という仕組みをとって運営をしておりますし、現在もそれは継続をしているところでございます。ですから今後の議論の中で例えば議会運営委員会の中で会派制云々というような話が出たときはそれは真摯に取り扱わなければならないと思っておりますが、現在白老町議会は会派制をとっておりますので仮に5会派から3会派になったとしたとしても必要に応じて私は会派代表者会議を招集いたしたいとこのように思っております。

5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） 今後の議会運営は残り3会派で行われるがこのことは私はもちろん承知の上であります。議運の委員長として先ほど私が申し上げた議会のチェック機能が甘くされていると、先ほど言いたかったのはその部分だったのです。私はそういうことで今後の会派のあり方を委員長はどのように考えて今後運営されていくのか。このことをお聞きしておきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 大淵紀夫議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（大淵紀夫君） これは議会運営委員会全員が考えることでございます。

当然我々は今お話がありましたように会派制をとるということで全会派がきちんとできてその上で今まで2年半活動してきたわけでございます。それはもう会派に属した方も十分です。ただ会派を離脱されるか解散されるかこれはそれぞれの自由でございますので我々が云々という資格のものではございません。ですからそういう中ではこのルールにのっとってきちんと、少なくともあとの会期中はこのルールにのっとって議会運営委員会の中で議会運営のことについては考えていく、これは当然のことだというふうに我々は考えております。私個人としても同じような意見でございます。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第1号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号 平成26年度白老町一般会計補正予算
(第1号)

○議長（山本浩平君） 日程第7、議案第1号 平成26年度白老町一般会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

安達財政担当課長。

○財政担当課長（安達義孝君） 議案第1号でございます。平成26年度白老町一般会計補正予算（第1号）。

平成26年度白老町の一般会計補正予算（第1号）は次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億310万3,000円を追加し、歳入歳出

予算の総額を歳入歳出それぞれ 100 億 1,610 万 3,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 26 年 4 月 30 日提出。白老町長。

次の「第 1 表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでございます。

歳入歳出事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。8 ページをお開きください。3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費、臨時福祉給付金給付事業 7,842 万 1,000 円の計上でございます。この事業につきましては本年 4 月から消費税率の引き上げに際し低所得者及び子育て世帯に与える影響に鑑み暫定的臨時的な措置として事業を行う国の事業でございます。ここに記載している経費につきましては事務費が職員手当から委託料まででございます。委託料につきましては今回のシステムに伴う申請業務の委託業務料 297 万 3,000 円でございます。

19 節負担金補助及び交付金 7,000 万円の内訳につきましては対象者が想定見込みでございますけれども 5,800 人でございます。その 5,800 人のうちこの制度におきまして老齢基礎年金、障害者基礎年金、遺族年金を受給されている方はお一人 5,000 円の加算がございまして 1 万 5,000 円、そうでない方は 1 万円と。その方が約 2,400 人います。合わせて 7,000 万円でございます。この制度につきましては本年度の白老町の住民税が賦課決定後非課税の方が対象者となっております。それに伴いまして申請期間は 7 月 1 日から 11 月 28 日までを予定しております。臨時福祉給付金の事業につきましては健康福祉課の窓口を拠点に支給申請を行うということでございます。財源につきましては全額国庫補助金でございます。

次に 2 項 1 目児童福祉総務費、子ども・子育て支援システム構築事業 345 万 6,000 円でございます。この事業につきましては昨年 25 年度中に 12 月に補正予算を提案させていただきましたが北海道のほうより本年度支給ができないということで 3 月に減額補正し、さらに今回補正予算を計上するものでございます。子ども・子育て 3 法改正によりそれに伴うシステムの構築事業でございます。財源につきましては全額道費補助でございます。

次に 7 目子育て世帯臨時特例給付金給付費、子育て世帯臨時特例給付金給付事業 1,529 万 7,000 円でございます。これも先ほど冒頭で説明いたしました臨時福祉給付金事業の一端として消費税改正に伴うことから子育て世帯に対しての給付事業でございます。この対象者につきましては約 1,350 名の予定をしております。支給額は 1 万円でございます。対象者につきましては平成 26 年 1 月分の児童手当の受給者でございます。ただし冒頭説明した臨時福祉給付金が支給される世帯はそちらが優先されるということになります。あくまで非課税の世帯は臨時給付金が優先されると。課税の方で子供さんたちがいる家庭はお一人 1 万円がこちらのほうで子供さんたちに支給されるということでございます。こちらの窓口は町民課のほうで窓口をもって支給交付を行ってまいります。この計上につきましても事務費プラス電算委託料、それと 19 節負担金補助交付金には交付金として 1,350 円を計上するものでございます。これについても全額国庫補助金でございますが一部端数が

生じまして4,000円の一般財源を充当するものでございます。

次に7款商工費、2項1目観光対策費、虎杖浜・竹浦観光誘客拠点整備人材育成支援事業592万9,000円の計上でございます。この事業につきましては国の補正予算に対応するものでございまして緊急雇用創出事業推進事業の一環でございます。メニューとしましては地域・人づくり事業、雇用拡大プロセス事業でございます。これにつきましては近年の海外観光客の増加に対応するための人材育成を図り、町内の観光消費や滞在機能を向上するため虎杖浜・竹浦地区に観光案内所を設置して人材育成を図っていくものでございます。人材育成につきましては多言語の対応や周遊ツアー、観光ルートの企画立案等の研修に参加しその後でそれを役立てて業務に生かすような事業でございます。この事業につきましては先ほど申しましたとおり全額道補助、一部端数1,000円を一般財源を充当しております。歳出についてはこれでご説明を終わらせていただきます。

歳入でございます。6ページをお開きください。特定財源については先ほど歳出のほうでご説明申しましたので一般財源についてご説明を申し上げます。6ページの19節繰入金、1項10目財政調整基金繰入金でございます。5,000円の充当でございます。今回の事業については全額補助事業でございますが一部端数がございまして5,000円を充当するものでございます。財政調整基金の残高につきましては25年度中に資金運用を行って利息がついておりまして、この充当前の残高が1億2,677万3,000円ございました。今回5,000円を繰り入れることによりまして1億2,676万8,000円がきょう現在の残高でございます。以上をもって説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） ただいま補正予算を提出させていただきました臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金について若干補足説明をさせていただきます。財政担当課長から説明ありましたとおり皆様のお手元のほうに補正予算資料ということで裏表の1枚ものを配布させていただいております。今回こういう目的で事業の概要1番から3番までにつきましては担当課長のほうから説明のあったとおりでございます。

4番目の給付対象者の関係でございますが原則といたしまして今年1月1日時点で白老町に住民登録がある方で、臨時福祉給付金につきましては26年度の市長村民税が課税されていない方及び扶養親族等が対象で生活保護を受給している方は除かれます。矢印をいたしまして世帯非課税と書かれております。原則的にはその世帯の方全員が住民税の課税がされていないことが原則という形になります。子育て世帯臨時特例給付金につきましては本年1月分の児童手当の受給者で臨時福祉給付金が支給されていない児童が対象となることから、非課税者は臨時福祉給付金、課税されている方が子育て世帯臨時特例給付金が支給されるということになります。

5番目の給付金につきましては説明のあったとおりどちらの給付金につきましても1万円で、子育てのほうは対象児童1人につき1万円となります。臨時福祉給付金につきましては加算対象者につきましては高齢基礎年金、障害基礎年金と年金等受給者のほか児童扶養手当、特別児童扶養手

当等を受給している方で非課税の方ということが対象となりまして5,000円が加算され1人当たり1万5,000円の支給となります。

6番目の対象者数につきましては先ほど説明あったとおり概算で臨時福祉給付金が5,800人、加算対象者が2,400人、子育て給付金のほうが1,350人としております。

7番につきましては受付期間が7月から11月までの5カ月間として担当課のほうで受け付けを行います。また各出張所のほうに申請書等を置いて申請書の配布並びに申請の受け付けをいたしまして、担当課のほうで審査をさせていただくという形をとりたいと思っております。またどうしてもなかなかそちらのほうに行けないという方であればご連絡いただければ郵送等の対応もやりたいと考えております。

町民の皆様への周知につきましてはここに書かれているとおり受け付け開始の前の6月と申請期間中にもう一度皆様のほうに広報やチラシなどで周知したいと考えております。

またやはり高齢者の方や障がい者の方が多いということが予想されるものですから、いろいろな関係機関等を通じて協力を依頼していきたいと思っております。裏面につきましては一般的なチャートということでこれを見ただけであれば対象になるかならないかというような形でチャートを記載してございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑がございます方はどうぞ。

7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） 7番、西田でございます。今の給付のことについてお伺いいたします。これにつきましては全国的にやられる事業だと思うのですが、やはり今回もこのような形でそれぞれの市町村が責任を持ってこういう対象になられる方々にお知らせし手続きしてもらって、そして支給するというのは非常に大変な事業だと思うのです。その中で国が決められたのですから国としては基本的にどのようなお考えで全国民にこの情報を発信しPRし、そしてもちろん給付を受け取ってもらうような考え方を具体的にされていくのか。そういう努力はどういうふうになっているのかその辺をお伺いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） まず国のほうでの周知の内容でございます。国のほうからは市町村向けのチラシというのが来ております。それを使って白老町としていたしましても町民の皆様の方にいろいろ周知していきたいという考えでございます。国のほうはいろいろなメディアとかそういうものを使って国民に周知するというふうには聞いてございますが、私もテレビ等で今放送がされたかという記憶はないのですが、そういう形で一応メディア的なものを使って周知するというようなことを聞いております。町といたしましては町民の皆さんに対象になる対象にならないということが個人情報に関係もございましてなかなか難しい部分があるものですから、先ほどいいました広報やチラシを使ったり関係機関等を使っていろいろな方法で周知を図って申請をしていただ

くような形をとっていきたいというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） 私はこの問題について、いつもそうなのですけれども政府がやられることに対して各市町村というのは財政が厳しい中でどんどん職員の数を減らしていくわけです。その中で権限移譲とかいろいろな形で町村にどんどん仕事も割り振ってきているわけです。やっぱりこういうことは国のほうの政策でやるのであれば町側としても町村が負担にならないようにきちんとした形で国のほうも手当てをしていただきたいということを書いていかないと、ただ単に町村の負担になってしまうのではないかと思います。しまいには隣の町村ではちゃんとやってくれたけどうちの町村だったら何だかさっぱりわからないなんてそんなふうな言われ方をしても困るし、だけれども現実的には苦小牧は苦小牧、白老は白老、登別は登別それぞれの市町村の器量によって変わってくるわけなのですけれども、でもやることは国の一律の仕事なのです。私こういう言い方を失礼かもしれないけど、やっぱり国としてこういうようなことをきちんとして国民の消費税値上げに対する緩和策というのであれば、きちんと国のほうでもっと責任を持ってやってもらいたいということを書いて自治体として国のほうにぜひ訴えていくべきではないかと思うのです。そうしないとせっかくしてくれたことが反対に町村の負担になっては意味がないのではないかと思うのですけれども、その辺町側としてもきっちり国のほうに訴えていただきたいと思うのですけどいかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 今ご質問と申しますかご意見も含めてなのですけれども考え方としてはそういうことかというふうに押さえます。ただ方法論として国の事業をやる中で全国民が対象になるというようなことでこと細かく細部にわたって国民あるいは地域の住民に周知するという手法が市区町村が担うということが細部まで浸透するというような方法として市区町村が請け負うというのは流れとしてはそうなるというふうに思います。ただ今言われるようにそういう国の事業が地方の業務担当と申しますか権限移譲もありますけれども、そういう中では経費の負担あるいは人的な負担ということにならないような国の方策と申しますか、そういうことは地方としてもやはりそういうような思いは持ちますし、そういうふうに国のほうも対応していただければというふうに思っています。これは今回に限らずいろいろな業務が権限移譲も含めてですけれども、人的な対応あるいは財源的な対応を含めて今までも言われていることと申しますので方法論としてはこういう方法が適切に周知できるというふうに思いますけれども、今言われましたとおりそのことが負担にならないように国のほうでも対応していただければとそういうふうに基本的には思っています。

○議長（山本浩平君） 1番、氏家裕治議員。

○1番（氏家裕治君） 1番、氏家です。こういった消費税の増税に絡んでの臨時交付金、一庶民としてみれば大変助かる部分だと思うのです。今同僚議員も質問されておりました部分の一部絡みますけれども申請についての問い合わせ、これは例えば広報等の中で周知していかれるのではない

かと思うのですけれども、やはり課長おっしゃったとおり高齢者の方がすごく多くなると思うのです。こういった方々が自分がその対象者になるのかならないのか電話等によって問い合わせができるのかできないのか。それももしできるのであれば広報を通して周知してくれると思うのですけれども、まずその1点、電話での問い合わせも可能なかどうか。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） まず問い合わせ等については電話でも十分問い合わせ等についてはお答えできる部分がありますが、一番問題になるのがご本人が住民税が課税されているか課税されていないかという状況なのですが、これは今給付金を担当する部署では個人情報保護の関係で本人からの申請がない限り見ることができないという国のほうからの通達がございまして、なかなかそれが見られない状況なものですから難しいのですが、電話でお問い合わせがある件につきましてはいろいろな方法で、例えば6月以降であれば住民税の納付書が来ていますかとか、7月であれば高齢者の方でいえば介護保険料の通知書のどこどこを見た場合何段階になっていますかとかそういうような問答によってご本人が住民税が課税されているのか非課税になっているのかというのを判断できますので、電話等の問い合わせでもそれについてはある程度申請ができるかできないかという判断は担当部署のほうでもできると思いますので、その辺についてもチラシの中で工夫するかということもやっていきたいというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。11ページの虎杖浜・竹浦観光誘客拠点整備の関係なのですが、全容をもうちょっと詳しく教えていただきたいということが1つ。

その中で成果をどのように見ているか。そして責任の所在がどういう形になるのか。多言語のものなのに虎杖浜・竹浦というのはなぜ虎杖浜・竹浦なのか。何をターゲットにしているのか。この点をお尋ねしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 本間商工労働観光・営業戦略担当課長。

○産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長（本間 力君） 何点かご質問がございました。まず全容ということですが先ほどもお話ありましたけれども、事業概要につきましては今白老地区に観光案内所がございまして。その中で来たる2020年に向けていきますと集を高める上では現在虎杖浜・竹浦地区にも来場者が90万人ぐらい来ておりますが、もっともっと基盤整備的に観光案内機能が高める上で地域との意見交換も含めた中で今回関係機関としまして今回虎杖浜・竹浦観光連合会さん、それから虎杖浜タラコのブランド商標管理団体・胆振水産加工業さんともいろいろ意見交換させていただきまして、まず竹浦・虎杖浜地区にも今の白老地区のサテライト機能としての位置づけとして観光案内所を設置検討していきたいというところでスタートさせていただいています。当該事業につきましてはあくまで人材育成という観点でございまして、当然のことながら設置機能が高めるという白老町の諸事情を踏まえて人材育成ということで、その人材育成の中でまずもって多言語、先ほど言っておりますが、これは比較的インバウンド、海外からのお客様も比較的団体・

個人ふえてございます。それらを個々に対応を掲げる上で、それから面的につなげる上で人材を育成していなければならないという考えでございます。あくまで多言語ですので外国語から全ての言語をこの1年間で習得するというにはならないのですが、北海道運輸局では多言語マニュアルというものを出していただいています。そういった部分を活用してあくまでまずは一般的には英語ということですが、いろいろ数字だとかのサインを用いてご案内を効率よく行う上での取り組みそういった部分を学んでいただくかとか、もう1つ団体客もふえておまして特に個人事業者のキャパの問題、ニーズだとかそういう部分を着地型観光としてそういったツアーのコーディネートできる人材ということも含めて求めていきたいということで考えております。

それからの成果なのですが、その成果に関しましては当然人材をまず育成するというで非常にこれからの町内の観光客は誘客をどんどん重ねていっていますので、そういう意味では相当な入り込み客数を目標とさせていただきたいと思っています。そういう意味では当然町が今回委託事業として進めさせていただきますので、何とか人材をきちんと町としても責任を持って対応していきたいと思っていますし、また今回観光協会を含めて関係機関、観光事業者との連携も含めますのでそういったそれぞれの役割をきちんと体系を持って取り組むことで責任分担をしていきたいと思っています。町がきっかけをつくりますが担いとすれば観光協会も含めて各観光事業者となっていますのでそういった相乗効果、それから観光誘客の中できちんと経済効果が出せるような取り組みに発展していく上ではそれぞれの責任の役割が出てくるのかと思っています。

それからの最後にターゲットに関してなのですが、これは誘客でも今いろいろ観光協会・博物館・事業者等も組んでおりますが博物館に関しては教育力を、それから食に関しては高齢者を含めてターゲットに関してはさまざま団体・個人もターゲットでございます。虎杖浜・竹浦地区におきましては比較的今は食を中心に入り込み客がふえてきていますし、また温泉を求める日帰り・宿泊も多くございます。それらが融合して個人客にも発展していきますし団体ということもありますので、それぞれそういったターゲットは観光協会を中心に誘客活動を行いながら虎杖浜地区に流れる部分、今回設置する分に関してはそれぞれの観光案内が逆に白老地区にも誘導できるような多面的な部分を用いるような仕組みで組み立てていきたいと考えておりますので、虎杖浜・竹浦にターゲットということではなくて多面的に考えていかなければいけないと考えておりますのでご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。1つは、白老に今観光協会の事務所があるわけですが、当然白老では多言語の対応ができるというふうなことでいいのかどうか。きょうの新聞報道によりますとアイヌ民族博物館はかなりそういうことでは対応されているようですけれども、今のお話でいうと白老のサテライト機能を果たすということになれば白老がそこをできなかつたら意味がないということが1つ。

それから当然人材育成ということで1年間ということなのですが、事務所をつくっても人

を雇っても全く続けなければ効果がないと思うのです。1年で終わってしまったと、多言語は話せるけどその人はどこか違う所へ行ってしまったとなったら全然話にならないのです。そういうことは今後虎杖浜・竹浦地区に事務所をはったり、きちんその人がそこに定着をして仕事ができるというような方策を考えていなければ1年間で終わりなんていうのは全然話にならないと私は思うのです。何事もそうですけれどもそういう形がきちんと確立されなければだめだということになると思うのだけれどもその点どうか。

もう1つ成果の問題なのだけれど具体的に言語が話せる人が今いったようにできたとしても、ずっとこの人が力を発揮できなければ意味ないのです。虎杖浜・竹浦の観光の方々がその人を雇ってやるというのならいいのです。そういうことまできちん見通して成果を見るということが大切だし、そういうことが見られる責任の所在というのはそういうことが責任の所在としてなければ、全部道から来たお金は消化しましたけれども何も残りませんでしたというふうになる可能性がありますけどその点はどういうふうなことでやりますか。

○議長（山本浩平君） 本間商工労働観光・営業戦略担当課長。

○産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長（本間 力君） まず今回の白老地区での多言語の対応でございますが1名まずは4カ国語だったと思うのですけれども話せる人材がおります。その中で当然ほかのプロパーに関しましても最低限の外国人の方の対応ということでマニュアルの書き物、ペーパー類または言葉として最大限対応させていただいているのが現状でございます。その中で白老地区におきましても1人が話せているからいいというわけではなくて、やはりそれぞれプロパーもスキルアップしなければいけないという現状でございますが、プラス虎杖浜・竹浦地区におきましてもそういった人材を巻き込んで各事業所の中で外国人の対応、おもてなしができるような環境を整備していきたいと。これは先ほども申しましたが北海道運輸局でマニュアルを昨年の4月につくっております。それでことしの3月だと思うのですけれども今回北海道運輸局と町主催で白老牛のお店であったり各温泉施設であったりお招きしまして勉強会も一度やっております。これは継続して行っていくつもりで今年度も考えておりますがそういったキーマンをきちん決めていくことと当然各個店さんの自助努力もでございます、そういった部分で最低限の内容の中で最大限の効果を出せるように取り組んでいきたいと思っております。

それから次年度以降の対応でございますが当然のことながら国の事業は1年ということで終わることでございますが、来年はもうそれで終わりということではなく当然のことながらの地域と連携させていただいている状況でございますので、地域の活力そういった部分も今回求めながら取り組むこと、また当然のことながら財政負担は軽減しながらということも想定なのですがそういった中で人材を継続していきたいと考えております。

それから成果と責任でございますが、これに関しましてはまず人を育てて事業者のそれぞれの環境がどこまでこの位置づけの中で組まれるかということで最大限成果を求めていきたいですし、また今回施設に関しましては観光案内所を新たに設置するというのではなく既存の飲食店、大漁番

屋虎杖浜というところとはしもと陶芸館そちらの2カ所の既存施設の中にそういった機能をまずもって検討していくという流れでございます。ですから案内所に関して新設したからもうなくすではなくあくまで既存店の活力がございます、そういった中でうまく観光案内所のサテライト機能として高めていく上で成果を求めていきたいという考えでございますし、繰り返しになりますが当然その責任という部分でいきますと町の委託事業でございます、最大限効果を出すために町が責任持って対応していきたいと思っておりますのでご理解いただきたいと思えます。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。最後1点だけ。要するに来年からこの事業が人材育成をした人がきちんと活動ができるような形の保障をどこがするのか。今の財政状況でまちができるのかどうかわかりませんが、少なくともそここのところが見通しとしてなければ1年たったときにこの事業そのものをどう評価するかといったときに今後はそういうところがきちんとしないといけないと私は思うのですが、人材育成をした人をどう育て膨らませ、それが産業経済に効果上がるような形でどのような形でやるのか。その見通し、これはあるのかどうかここだけはっきりとしておいていただきたいと思えます。

○議長（山本浩平君） 本間商工労働観光・営業戦略担当課長。

○産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長（本間 力君） 見通しでございますがこれはあくまで関係機関としては虎杖浜・竹浦地区の観光関係機関としていますが、観光誘客基盤整備の体制を含めますと観光協会が中心で行っていかねばならないと町としてもそういった体制をとっていきたくて思っておりますので、そういう意味では見通しとすれば観光協会にこの人材をきちんと根づかせるような取り組みとして1年間まずもって頑張っていきたいと思っております。その中で来年以降につきましては観光協会の運営体制の中できちんと位置づけられるように町としても対応していきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） ほか。13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） ただいま同僚議員からも質問がありました11ページの虎杖浜・竹浦観光誘客拠点整備人材育成支援事業についてです。内容については今回同僚議員の質問に対する答弁で大体わかりましたけどちょっと何点かわからない点があります。国の事業要綱を配付されていませんし見ていませんのでそれを見ればある程度わかるのかと思うのですが、今人材育成と言っていますがまず最初に採用条件です。どういうキャリアを持っている人を採用するのか。それとこれは人材育成ですから多言語で育てる人を採用するのか。極端な言い方をすると、今の答弁を聞くただガイド役的な人を置いておくのか。その辺が見えないのです。同僚議員への答弁を聞く限りでは多言語、外国語、当然人材育成ですから虎杖浜地区あるいは白老の観光にかかわる人の語学教室なんかも開いていかなければこの人がいなくなると意味ないと思うのですが、そういう部分は事業内容あるいは国のほうからそういう部分がどう組み立てられて市町村がしなければいけないとなっているのか。それはマニュアル的にどういうふうな形の流れになるのか。まずその点を伺

います。

○議長（山本浩平君） 本間商工労働観光・営業戦略担当課長。

○産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長（本間 力君） 国の事業概要でございますがあくまで緊急雇用の新しい制度ということで地域人づくり事業ということで今回制度成形されたものであります。これに関しましては国の事業の中では雇用拡大プロセス、主に失業者対策というところでの捉えと、それから処遇改善プロセス、こちらは在職者、既存雇用者の処遇改善に向けた2つの構成になってございます。その中で本町の今回の取り組みに関しては雇用拡大プロセスのほうを活用させていただいているのが現状でございます。この事業の国のマニュアルに関しましてはまず人材育成ということが重点でございますので人材育成計画というものの策定が求められています。その中でOJT、OFF-JTといった組み合わせの研修をやらなければならない。その組み合わせる内容に関しましては当然のことながら本町で行う事業によって自由にとはいいいませんが、人材育成をかける目的として研修を行うという流れでございます。

今回採用条件に関しましてはまずは観光事業者に精通する方が一般的に公募として行うことは前提としております。ただそこに最大限外国語言語対応ができる方であったり観光業に携わる方という一定条件を求めていきたいと思っております。当然その中で一般的に4カ国語の勉強までというところで今研修内容を想定しておりますので、もともと予備知識があれば研修内容を高めるような取り組みができますし、また一定限の採用者が基本事項からスタートしなければいけないという場合になれば、当然のことながらそこは基本研修を行いながら進めていくということで社内研修の中できちんといろいろなテキスト等々を行うことと、または既存の研修会等に参加させて予算を盛り込んで取り組むということで予定しております。以上です。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） まず私がいっているのは研修する人は誰ですか。研修する人を採用するのはですか。ただ雇用を拡大をするためにそれに該当するような今説明にあった人を雇うということなのですか。

それと事業計画をつくるというのはこの事業計画は町がつくるのか。委託を受けた観光協会がつくるのか。あるいは支援事業で採用した人がつくるのか。多言語の部分でいけば答弁もありませんけれども観光協会の人あるいは旅館業に携わっている人の外国語が少しでも上達するようにそういう教室とかそういう広がりの主體的なものはしなくてもいいのかどうか。その辺の部分で聞いているのだけど答弁ありませんけれどもその辺をまず整理して答弁ください。追加した部分も含めて。

○議長（山本浩平君） 本間商工労働観光・営業戦略担当課長。

○産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長（本間 力君） まず人材育成計画の策定の位置づけでございますがこれは受託者のほうで計画をつくって人材育成をかけるということでございます。

それから多言語にちょっとこだわっておりますがあくまで観光事業全般にかかわる観光案内機能の中での人材育成でございますので、その1つに手法として多言語を育成するということでございますから、あくまで評価の部分でございますが全てにおいて4カ国語をマスターしなければならないというレベルではございません。あくまで観光業に携わる団体ツアーの企画立案から観光事業者の地場の実態把握等も人材育成としてはコーディネーター機能としては必要でございます。その中の1つの多言語ということでございますから、繰り返しになりますが多言語に関しましても全て100%マスターするのではなく、あくまでと国が示す多言語マニュアル等を活用しながら一定限の対応ができながら最大の効果を出していくということが前提でございます。当然のことながら今まだ人材をこれから公募になりますので、きちんとしたレベルのある方が採用なれば当然もっとも高められるということもできますのでそういった部分をご理解いただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） なぜ質問したかというスピード感あって事業効果を高めてほしくていっているのです。人材育成をこれから行う、これから人を採用する、それは人材育成事業というのかプランをつくってそれに該当する人を採用するのですか。そうするとこの事業が1年間だったら結果的に前回農業の関係で4,000万円かけて竹浦に直売所をつくってどうするというで同じような議論されたのです。1年切ってしまうているわけです、もう4月入っているのですから。それも含めて今いったようにこれはいつから本当に人が張りついて人材育成事業との整合性がどう保てるのか。その辺を具体的に説明してください。人材育成事業をつくってから今いったような、ここでいう多言語人材育成的な人を採用するといっていますからどちらが先か後かということです。1年は切ってしまうからそうするとこの592万9,000円は全部その採用した人の人件費なのか。ある程度事務費になってくるのか。この人方の人件費は月に幾らぐらいか、年額でもいいですがどのぐらいを想定されているのか。その部分を伺います。

それと次にこれは関連して聞きますけど、私が今いったように昨年度4,000万円かけて農業関係の、言葉を借りれば6次化産業に結びつけるといいましたけれども、これは1年で終わってしまったて今はもう直売所は撤退してしまって、今春なのだから春の野菜は出てこないのかと言っている町民があるのですけれども実態は今どうなっているのですか。そしてあれは何年かは7、8人採用するといっていましたけれどもその部分に対しての事業計画、また新年度の事業はどうなっていくのか。その辺について伺います。

○議長（山本浩平君） 本間商工労働観光・営業戦略担当課長。

○産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長（本間 力君） 公募に関しましては契約後5月中に行いまして6月1日から採用して事業を進めたいというふうに考えております。あくまで先ほどいいました採用条件に関しましては一定現観光の節度等々を盛り込んだ中で公募をするということでございますのでご理解いただきたいと思います。

また人件費に関しましては2名分社会保険料込みで10カ月220日間で229万9,000円見込んでお

ります。その総額が 459 万 9,000 円になりますので残り 133 万円に関しましては人材育成における研修費、それから観光案内所の機能の開始の設置等の費用、それからその他事務費等で見込んでございます。

それから昨年の観光型 6 次産業事業でございますが、これとの関連性またはその後の状況でございます。今就農者として昨年雇用していた方は 2 名ほど就農されております。その中で当該事業で取り組んだ地区の畑等を継承されて進めているのが実態でございます。竹浦地区の直売所に関しましては現在一定期間リースということの対応がありますので社台も含めて撤去された状態でございますが、機能としては今回の事業には最大限盛り込んで継承していきたいと思っています。6 次産業事業の昨年度に関しましては当該地区の観光連合会の協力をもって取り進めた経緯でございますので、当然ファーマーズマーケット的な機能、それから虎杖浜地区のタラコ、海産物等のそういった複合的な直売機能というものは最大限こちらの地区の観光案内所機能と合わせて検討していくような内容で進めていきたいと思っております。ただ社台地区に関しましてはまだまだ今後の取り組みに関しては今後の展開ということで各農業者のほうで検討しておりますが、今の既存の場所にもトラック市、店頭市だとかそういった部分を希望されている部分もございまして、またほかの事業でかかわらなかった協力いただいた農業者が社台地区にもおります。そういった方々も連携して今後そういった中心となる直売所といいますか、ファーマーズマーケット的な部分はやりたいということで今進んでおります。そういう部分は最大限町としても可能な限り支援をしていきたいと思っておりますし、6 次産業化に向けての取り組みについてはそれぞれ生産者主体でさまざまな動きが少しずつ動いているという押さえております。そういった部分でご理解いただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 13 番、前田博之議員。

○13 番（前田博之君） 人材育成事業の計画は誰がつくってどうなるかということの答弁をもらっていないのです。これから 2 名採用する人がつくのか。もう 6 月から採用するといっているけど人材育成事業をやってそれに沿った人間を採用するのか。その人材育成事業は何ですかということですか。

それと竹浦のほうの今 2 名と言ったけど農業は実際に生産はやって直売所に農作物が売っていくのかどうかということも含めて聞いているのです。

○議長（山本浩平君） 本間商工労働観光・営業戦略担当課長。

○産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長（本間 力君） 人材育成計画でございますがこちらに関しましては研修内容につきまして終日は観光ルート企画立案に関する業務と研修内容を持つこと、先ほどかから出ている外国人案内のための言語習得セミナーそういった部分の計画を盛り込んで受託者がつくりましてその中で人材を育成していくという流れでございます。ちょっと言葉足らずですがそういった内容の計画でございます。

それから 6 次産業化のほうの就農者に関しましては既に作つけ等も準備進めておりまして、収穫時期におきましてはこの地区の観光案内所機能の中できちんと物を売っていく、または町内を循環

するためにはいろいろ販路等もこちら最大限マッチングできるような取り組みはしていきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） ここで暫時休憩をいたしたいと思います。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時29分

○議長（山本浩平君） それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほか質問のございます方はどうぞ。

1番、氏家裕治議員。

○1番（氏家裕治君） 1番、氏家です。先ほどの11ページの虎杖浜・竹浦観光誘客拠点整備人材育成支援事業について。単純です。この事業というのは確かに国の補助事業かもしれませんがまちにとって今後必要な事業だとして今回取り組まれるのだと思うのです。そうであれば国からの補助事業だとして予算があります。でもどうしても私が思うには白老町というのは高齢化社会の中で若い人材というのはなかなか少ない。これはあくまでそういった若い人材の育成にかかわってくるものだと思うのですけれども、そういった人方の中でも眠っている人材の掘り起こしそういったところにちょっと視線を置いたときに。結婚して子育て中の若いお母さんたちとかそういった人たちも当然対象にはなってくると思うのです。そういったときに子育て中のお母さんで小学校入学前の子供さんを抱えた方がそういった人材としてこの方にはぜひという方がもしいたとしたら、そういった子育て支援まで考えた事業として子育て支援も含めてこういった人材を育成しようという考え方を持っているのかどうか。僕は大事な点だと思うのです。今後そういったところに予算を追加しなければいけない部分も出てくるかもしれない。そういったときに今こういった議論をしておけばいいと思いますので確認します。

○議長（山本浩平君） 本間商工労働観光・営業戦略担当課長。

○産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長（本間 力君） こちらは国の制度の趣旨からも若年・高齢者・女性等の雇用拡大ということがまず位置づけられておりまして、などというところばありますがやっぱりターゲットとすれば若年者の掘り起こし、それから高齢者の生きがい対策、それから女性の子育て支援等を含めた女性の雇用という流れを持っています。それぞれ今回予算を上げさせていただいている部分の観光案内も含めてなのですが、これは町としてその目的に沿った事業を進める上で活用力を高めていかなければいけないと思っています。残念ながら今この緊急雇用の人づくり事業に関しましてはこの1本本町だけなのですが、3次募集も5月中旬まで設けて各所管課、それから各関係団体には周知はさせていただいておりますのでご理解いただきたいと思ひます。

○議長（山本浩平君） 1番、氏家裕治議員。

○1番（氏家裕治君） 1番、氏家です。わかりました。ただ私の聞きたいのはこの国の事業を

使いながら当然そういった就労支援、若いお母さんたちを就労しようと思ったときにはそういった就労支援対策も必要になってくると思うのです。それはこの国の補助事業以外の部分で予算を使わなければいけない。そうなったときにまち全体としてまちとしてそれをちゃんと支えていける仕組み、でもこの人子供がいるからだめなのではなくて、そういったところをどうやって支えていくのかという仕組みをまち全体で考えようという考え方はあるのかどうか。

○議長（山本浩平君） 本間商工労働観光・営業戦略担当課長。

○産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長（本間 力君） この課題の1つでございます。こちらに関しましてはもともと職業紹介事業所、ワークステーションを持っていた際のところからそういった各領域ごとの対策を講じなければならないという状況は今でも担当課としては考えております。ただ今の最大限できる部分は町としての支援対策、ニーズがどうあるか、または受け皿がどのような形で事業者または就職先の状況把握ができるか。そういった部分はまだまだ情報把握を徹底していかなければいけないことと、当然のことながら所管のハローワークとも連携していかなければならないと思っておりますので、まずもってそういった部分の機能を高める取り扱いを今後強化していきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 1番、氏家裕治議員。

○1番（氏家裕治君） 1番、氏家です。簡潔に。話はわかりました。ただ私はこれからの若い人たちの育成事業、それからこういった国の補助事業、道の補助事業を使った臨時雇用対策みたいな部分の育成事業というのは、先ほど前田議員もいっていましたが今後どうしていくのか、今後どうやってつなげていくのかということが大事になってくると思うのです。そういった面では国の事業だから道の事業だからではなくて白老町にとって必要だから道の事業を使うのだ、国の事業を使って今回規制していくのだと。でも将来的にはこうやってつなげていくのだという考え方を持たないと、そういった覚悟がないとできないのだと思うのです。1年ぽっきりで終わってしまうような事業であってはいけない。今課長いわれたとおり必要だからやるのです。必要だからやるのであればそういったまちの覚悟みたいなものがちゃんとそこないと、これからのそういった若い人たちの育成、また白老町にほかのまちから移って来られた方々が白老町はこういうまちなのだというそういった魅力というものがないと難しいと思います。言葉でいくらいいことをいっても、いくらきれいな計画を立ててもそれが1年ぽっきり、2年ぽっきりで終わってしまったら国の事業が終わってしまいますので、その辺だけはしっかりこの人を育てたらまちにとってはどういう宝になるのかということを考えたときに、そういった就労支援とか支援対策もしっかり担当課だけではなくてまち全体として考えていかなければいけない。これは観光課だけではないのです。ほかの課にとっても必要な部分だと思いますので、ぜひそういった部分では人の育成それから就労、それから白老町のためにこういった人材になっていってもらいたいのかということの一つの覚悟を持って取り組んでもらいたいと思います。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 今ご質問ありましたこと十分わかります。今回国の緊急雇用という制度の中で項目としては観光をターゲットにした人材育成ということで事業化をしました。今当然いわれるようにそのことが今後どう生かされていくのかということが大事だというふうに思います。単年度で終わる事業は中にはあるかもしれませんが、今回人づくりということですから人をつくった素材がどう展開していくかということが今いわれるように大事だというふうに思っています。そういう中で今回私ども観光の人づくりというふうに思ったのは、今も観光という分野で町としてもあるいは観光協会あるいは観光に携わっている人たちもいろいろな対応策をとってきておりますけれども、今後私どもやはり考えなければならないと大きな分離点になるだろうというふうに思うのはやはり 2020 年の象徴空間。この対策としてオール白老で活性化推進会議を立ち上げました。その中で観光とまちづくりという視点の中で今後いろいろな分野の意見を入れた中でそれを生かしたまちづくりをどうしていくか。その中には商業の対策もありましょう、観光対策もありましょう、そういう活性化会議、それと今年度も町政執行方針の中で示しておりますけれども観光を含めた中の産業振興計画これも他分野の人たちも入れた中でどうまちづくりをしていくかというようなことを検討していく予定にしております。そういう中では特化するわけではございませんけれども、今回観光面での人づくりの事業を計画しましたのでその方々を含めて今後白老としてどういう観光のあり方がいいのか、どういうまちづくりがいいのかということを計画なり推進会議の中で十分話し合っ、そういうことが今やろうとしている人づくりがつながっていけばいいというような仮定を持った中で今後進めていきたいというふうに思います。今いわれるようにこの 1 つの事業が単年度で終わることなく、そのことをどう生かしていくかというのは今後の計画の中で十分それを示した中で観光を含めたまちづくりをつくっていきたいというふうに思っています。

○議長（山本浩平君） 9 番、吉谷一孝委員。

○9 番（吉谷一孝君） 9 番、吉谷です。今のことに絡んでご質問させていただきます。端的に質問させていただきたいのですが、今副町長から話あったように単年度で終わらせないということは次年度この採用された 2 名の方の人件費というのはどこで見られるのか。そのことについてご質問します。

○議長（山本浩平君） 本間商工労働観光・営業戦略担当課長。

○産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長（本間 力君） 継続するという前提でいけば今回観光協会、受託のほうで今回雇いますので次年度以降もそのベースは継続するという形で考えております。

○議長（山本浩平君） 9 番、吉谷一孝議員。

○9 番（吉谷一孝君） 観光協会の人件費を次年度以降は賄うということによろしいですか。もしそうだとするならば現在観光協会に白老町から補助金等々を出していますが、今観光協会で行っている事業はこの 2 名の採用がない状況で行われていると思います。となればこの 2 名分を採用した分の人件費というのは足りなくなるのではないかというふうに想定されますがその分については

どのような考え方を持っていますか。

○議長（山本浩平君） 本間商工労働観光・営業戦略担当課長。

○産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長（本間 力君） この部分に関しましては現時点で運営費の中には当然のことながら新規でございますので、次年度以降この事業の全体の相乗効果、これは民間の活力もいただきながら、という前提でございますが協会としての自己財源というものも追求すること、または財政負担ということも想定しながら考えて次年度以降の予算編成に向けて対応していきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 9番、吉谷一孝議員。

○9番（吉谷一孝君） 逆にいうともしそれが行政として行っていくということであれば、行政側がこれに対してどのような形でそれを支援していくかという明確なものがなければ、実際今年度事業を行ったが来年度の人件費分が出てこないとなれば継続できないということは十分考えられます。それに対して行政として財政的にそれを見ることが考えているのかどうか。そのことが明確でなければこれが本当に継続できるかどうかという判断にはならないというふうに思いますがその辺についてご質問いたします。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 現時点をもって2カ年あるいは3カ年の継続事業というような形のご答弁はなかなかできないところなのですが、考え方として先ほどいったとおりの人材育成という事業なものですから当然次年度以降につなげていかなければ、その人材が単年度で終わることではございませんので考え方としては先ほどご答弁したとおりのことです。27年度以降の対応として先ほどいろいろな会議の中で今後の観光行政のあり方というのは十分検討していくという中で、観光協会のあり方、体制のあり方、これも当然中に入ってくるだろうというふうに思っています。今既存の予算、大枠のものがありませんけれども、先ほど担当課長も答弁申し上げましたけれども、今規定の補助金あるいは総体の体制の中で十分そこら辺も精査します。そういう中でどの程度新たな組織体制強化に向けられるか。これは十分これから中で検討していくというふうに思っています。ただ先ほどいいましたとおりの観光のあり方、観光行政の取り組み方これをどういうふうにもっていくかというのはこの人材育成に限らずほかの分野でも相当話が出てくるだろうというふうに思っています。

○議長（山本浩平君） ほか。14番、及川保議員。

○14番（及川 保君） 14番です。同僚議員が心配していろいろと今議論がございました。私も最近よく考えることなのですけれども、昨年農業のときも確か国の緊急雇用対策という一環の中で事業が展開されたこういう経過があります。今回も同じことなのです。やっぱり中身としては同じなのです。人材育成という部分からいけば。しかしながらなかなかさらにその次を目指しているような展開はしていないわけです。まちの今の姿勢というか。今回は観光協会が主としている事業なのですけれども。いろいろ議論を聞いていると国の補助メニューこういうものを最大限活用は

していると思うのです。しかしながら中長期にわたってまちがこういう姿勢でこういうまちづくりをしていくとこういうものがどうも見えてこない。つまみ食いをして1年ぽっきりで終わらせてしまうようなどうもそのような節が見えてならないのです。補助メニューを活用しなさいというのは議会の中からも再三にわたって出ていますからその部分について私は何も申し上げることはございません。しかしながらやっぱりこのやり方はおかしいです。どう考えてもこういった議論になってしまうのです。なかなか見えにくい、わかりづらい、そして今副町長の答弁もありましたが2020年を目指してそういった人材育成も考慮しながらやっていくと。そして来年度以降は課長が答弁する状況でははずなのが入件費含めてまちも考えていくとこういう答弁もあったのだけれども、そんなことではなくて2020年目指すのならこういった計画で27年度はこうだ、28年度はこうだこういう計画を同僚議員からも出ていました先ほど。そういう将来の計画がどうなっているのかという話もありました。このあたりの答弁がきちんとされていないのです。今副町長はありました2020年を目指して人材育成を図っていかなければいけないと、これはもうみんな同じ考えだと思います。しかしながらつまみ食いだけしてはだめです。また来年同じく雇用対策でやりますか。人材育成でやりますか。そんなことではなくてこういういい制度がこうやって見えている、それを活用するということは私たちは何もいわないのです。しかしながらこういったきちんとした計画をつくりなさい。そうでなければまた同じことを何回も繰り返すのです。こういった総合的な考え方を聞きたいと思えます。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 最後総合的な考え方ということでご質問ですけれども先ほど答弁した部分とちょっと重複します。それぞれ今までも観光なら観光ということでその施策なり対応策なりということで個別にやってきておりますけれども、改めて先ほどいいましたとおり大きく観光のあり方といいますかそういうものが変わってくるだろうと。国のそういう施設ができることによって観光入り込みも当然変わってくるだろうと。そのときにまちとしてどう受ける体制をつくるかというようなことで先ほどいったとおり動いています。動いているということは位置づけとしては大きく今までの観光のあり方と白老の2020年以降前後して観光のあり方が大きく変わってくるだろうというふうに思っています。そのために先ほどいったとおり観光を核とする産業振興計画その策定と今後に向けてこういう仕組みづくりが白老町で必要だろうというような位置づけをはっきりさせていくというような考え方とあわせて先ほどいいました活性化推進会議の中で周辺整備を含めてどういう体制にするかというふうなことをいろいろな分野に携わっている方々の意見を入れた中でその方向性を確立していきたいというふうに思っています。当然今いわれているのはここも先ほどの説明のとおりなのですけれども、国内の日本人に限らず今徐々にふえております東南アジア系を含めて多方面から外国人の方々が観光として入ってくるだろうというふうに思っていますので、そういうことを入れた中での体制づくりが当然考えられるというようなことで今回の事業としてはそういう多言語というようなことを含めて人材育成というふうに考えていますので、これは一つの

押さえ方としてこの事業を発展的にということを先ほどらいっていますけれども、そういうような観光のあり方を白老の観光の取り組み方というのは今ご指摘にありましたとおり今後の中で確立してどのような白老としての観光行政をもっていくかというのは確立していくというふうに思っております。

○議長（山本浩平君）　ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）　それでは質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 平成26年度白老町一般会計補正予算（第1号）を原案のとおり決定することに賛成の方挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君）　全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正 する条例の制定について

○議長（山本浩平君）　日程第8、議案第3号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

南町民課長。

○町民課長（南光男君）　それでは議3-1をお開きください。

議案第3号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成26年4月30日提出。白老町長。

白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

白老町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。改正条例の主な内容につきましては後ほど議案第3号説明資料でご説明いたします。

（附則）

1 この条例は公布の日から施行し改正後の白老町国民健康保険税条例（以下、「新条例」という。）

の規定は平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

2 新条例の規定は平成 26 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 25 年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例による。

次に議 3 - 2 をお聞きください。議案説明でございます。地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が本年 3 月 31 日にそれぞれ公布されたことから本条例の一部を改正するものであります。

次に新旧対照表でございます。右側の改正後第 14 条第 1 項中の改正につきましては地方税法施行規則の改正に伴う所要の規定整備でございます。

続きまして第 19 条の改正内容につきましては規範第 3 号説明資料によりご説明いたします。

議 3 - 3 の次のページをお聞きください。議案第 3 号説明資料でございます。19 条の改正内容につきましては低所得者に対する保険税軽減措置の拡充でございます。(1) 5 割軽減の拡充につきましては 2 人世帯以上が対象でありましたが単身世帯についても対象とする改正内容でございます。具体的には現行では被保険者数から世帯主を除いておりましたが、改正後は世帯主を含めた被保険者数で計算することにより所得基準額が引き上がるものでございます。

(2) のほうですが 2 割軽減の拡充につきましては被保険者 1 人につき加算額を 35 万円から 45 万円に 10 万円増額することにより軽減対象となる所得基準額が引き上がるものでございます。これらの内容により改正するものでございます。

ちなみに現行と改正後の軽減判定と軽減見込み額などについて説明させていただきます。2、軽減判定所得の計算例でございますけれども改正内容を比較する計算例 4 例でございます。夫婦 2 人世帯と単身世帯でそれぞれ世帯の総所得金額を同額として現行と改正後で軽減判定の計算例を記載しております。具体的な軽減判定の計算例は記載のとおりでありますので詳細な説明は省略させていただきます。

例 1 につきましては、夫婦 2 人世帯での総所得金額 80 万円で現行であれば 2 割軽減対象が改正後は 5 割軽減対象となるものでございます。

例 2 につきましては、夫婦 2 人世帯、世帯の総所得金額 110 万円で現行軽減対象外でしたが改正後は 2 割軽減対象となるのでございます。

例 3 は単身世帯で年金所得 55 万円、現行 2 割軽減対象が改正後は 5 割軽減対象となるものでございます。

例 4 につきましては、単身世帯、年金所得 70 万円で現行軽減対象外が改正後は 2 割軽減対象となるものでございます。

次に 3、改正後の保険税軽減の見込み額につきましては平成 25 年当初賦課時点のデータをもとに推計したものでございますけれども合計で世帯数 275 世帯増、軽減額は 1,198 万 7,000 円の増額となる見込みでございます。内訳につきましては記載のとおりでございます。

以上で議案説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（山本浩平君）　　ただいま議案第3号の議案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君）　　2点ほど伺います。単純なことです。まず1点、議案第3号の説明資料をつけていただきました。資料をつけていただいたことによって質問できるということで資料をつけていただいたことに対しては議会としてもよかったと思います。それをもって質問するのですけれども資料の3の保険税の軽減税の見込みの表があります。これで比較増減で現行改正後合計で約1,200万円増になります。これに対する予算上からいくと多分不足財源が発生すると思うのです。これらについては26年度の予算との整合性に影響ないのかどうかその辺ちょっと伺います。もし影響があるとすればこの1,200万円何ぼか国のほうから交付されるのかどうかその辺をお聞きします。

もう1点です。議3-1、附則が平成26年4月1日から適用するとなっています。議案説明では地方税法の規則の一部を改正する省令が本年3月30日にそれぞれ公布されたことから本条例の一部を改正するとなっていますけれども、これは3月30日に公布されていますけどこれは専決処分の対象にならないのでしょうか。後段の専決処分の報告第1号では同じ国保でも3月31日に国のほうで決まったということで専決されているのです。これは専決をしなくてもいい事由について伺います。

○議長（山本浩平君）　　南町民課長。

○町民課長（南 光男君）　　今回軽減の拡充に伴っての改正ですけれども、これに伴う1,200万円ほどの増額軽減額につきましては今までのルールどおり公費負担がございます。道4分の3、町4分の1ということでございますので今後当初賦課、26年度分の賦課が始まりますのでそれらに基づいて予算に対して増減がありましたら補正対応をさせていただきたいと思っております。

それと専決処分にしなかったというところをですけれども、今回の条例改正の軽減措置の拡充に関する提案につきましては一応法律上被保険者に不利益になるようなものを遡及して条例改正をしてはいけないということになっておりますので、今回この軽減措置の拡充ですので不利益行為にはならないという判断のもと今回遡及して条例改正の提案をしております。以上です。

○議長（山本浩平君）　　13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君）　　今の専決の解釈はここで議論しようと思いませんけど、今の答弁からいけば法的な流れでも専決しても不利益被らないで逆によかったかと思うのですけれどもその辺どうかと思うのです。これから賦課しますよね。まずその辺です。

それと軽減税率について結果的に町が4分の1負担するというのでこれから賦課しますけれども、これからいけば400万円ぐらいなるのか、これについては国保の予算にも影響しますけれども健全化プランのほうの繰り出しの関係についても影響あると思いますけれども、このくらいの額であれば自分のところの会計で処理できると、この額でできるというような考えを持っているのかどうか。もし処理できなければ財政健全化プランのほうの繰り出しにも影響が及ぶということのよう

な考えは現状の認識の中ではないかがですか。

○議長（山本浩平君） 南町民課長。

○町民課長（南 光男君） これにつきましては今回制度改正に伴う軽減額の増額でその負担を今までどおり道と町がそれぞれ負担割合に基づいて負担していただくという中でのことですので、この金額がそのまま今回これから賦課するのですけれども所得状況とか世帯要件によってはこの金額がかなり変わる可能性もありますし、健全化プランとの中での整合性という中では結局ルールに基づいた負担をいただくということですので国保の財政運営の中で負担するものではございませんのでその辺は影響額がどれぐらいかというのは今ちょっと何とも言えないところですが、この金額についてはある程度プランとの影響は多少あるかと思えます。以上です。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 条例等の専決処分をする場合は本来この法律も4月1日施行ということでその条例の改正内容が町民等に不利益をこうむる場合についてはこれは遡及できないということになっていますので、あくまでも3月31日付の専決処分によって専決をし、今回の直近の議会でご説明申し上げるということになっております。これがこの後で出てきます報告第1号ということにあります。それから今回の議案第3号の一部改正の条例でございますが、これにつきましては逆に不利益を与えるものではないという内容になってございますので、これについては特段専決処分を行わなくてもいいという解釈の中で今回議案として上程をしご審議をいただくと。ここで決定した中身につきましては4月1日に遡及して適用させるという内容になってございます。以上です。

○議長（山本浩平君） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

別会計補正予算（第1号）

○議長（山本浩平君） 日程第9、議案第2号 平成26年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）議題に供します。

提案の説明を求めます。

南町民課長。

○町民課長（南 光男君） それでは議2-1をお開きください。

議案第2号 平成26年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。

平成26年度白老町国民健康保険事業特別会計の補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億1,473万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年4月30日提出。白老町長。

次に2ページをお開きください。「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては歳入歳出とも記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

続きまして歳入歳出事項別明細書の歳出から説明させていただきます。6ページをお開きください。歳出、1款総務費、1項1目一般管理費、国保運営経費13万円の増額補正でございます。国民健康保険システム改修業務委託料13万円の補正につきましては議案第3号白老町国民健康保険税条例の一部改正で改正内容をご説明したとおり低所得者に対する保険税軽減措置の拡充を図るため5割、2割軽減の対象となる軽減判定所得の基準額を引き上げる制度改正に伴うシステム改修経費でございます。

財源につきましては国庫支出金、財政調整交付金を全額充当するものでございます。

次に歳入でございます。4ページをお開きください。歳入につきましては歳出で説明させていただきましたので説明を省略させていただきます。

以上で補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。議案第 2 号 平成 26 年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、議案第 2 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 4 号 白老町港湾施設管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(山本浩平君) 日程第 10、議案第 4 号 白老町港湾管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

赤城港湾担当課長。

○港湾担当課長(赤城雅也君) それではページ議 4-1 でございます。

議案第 4 号 白老町港湾施設管理条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町港湾施設管理条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成 26 年 4 月 30 日提出。白老町長。

次のページ、議 4-2 でございます。

附則、この条例は平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

次に議 4-3 でございます。議案説明でございます。白老港に係る港湾施設使用料については登別漁港利用者との均衡を図るため北海道漁港管理条例に定める利用料に準拠し設定しているところであるが、同条例が平成 26 年 4 月 1 日に改正され利用料の改正、改定が行われたことから当該施設においてもこれに準じた使用料の改正を行うため本条例の一部を改正するものである。

なお港湾法第 44 条の規定により使用料の変更については 30 日以上公表期間が必要なことから平成 26 年 6 月 1 日より施行するものとする。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(山本浩平君) ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 白老町港湾施設管理条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎報告第1号 専決処分の報告について

○議長（山本浩平君） 日程第11、報告第1号 専決処分の報告についてを議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 報1-1をお開きください。報告第1号 専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

平成26年4月30日提出。白老町長。

次に報1-2をお開きください。専決処分書。地方自治法第180条第1項の規定に基づき白老町議会会議条例第8条の規定により町長において専決処分することができる事項について次のとおり専決処分する。

平成26年3月31日専決。白老町長。

白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

白老町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。改正内容につきましては後ほど説明させていただきます。

附則

（施行期日）

1 この条例は平成26年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の白老町国民健康保険税条例の規定は平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例による。

次に報1-3をお開きください。議案説明でございます。地方税法施行令の一部を改正する政令が本年3月31日に公布され4月1日から施行されることから専決処分により改正したものであります。

改正内容につきましては報1-4の次のページの議案説明資料で説明させていただきます。3月会議の中で3月26日開催の全員協議会におきまして、この専決処分をさせていただく内容につきま

しては既にご説明しておりますが資料で若干説明させていただきます。

まず対象者でございますけれども国保に加入している約3,900世帯のうち29世帯と見込んでおり、後期高齢者支援金等課税額分や介護納付金課税額分で世帯状況にもよりますが3人世帯で課税所得は約800万円以上の世帯について該当するものと考えてございます。

改正内容につきましては改正前と比較して課税限度額77万円から81万円、4万円引き上げるということで内容につきましては記載のとおりでございます。

改正後の国保税の収入額でございますけれども29世帯分の合計で総額約65万円の増額を見込んでおります。内訳については記載のとおりでございます。

以上で議案説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 　　ただいま提出者からの説明がありましたがこの件に関して何かお尋ねしたいことがございましたらどうぞ。特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 　　ないということでございますので報告第1号はこれをもって報告済みといたします。

◎報告第2号 専決処分の報告について

○議長（山本浩平君） 　　日程第12、報告第2号 専決処分の報告についてを議題に供します。
提出者からの説明を求めます。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 　　報2-1をお願いいたします。報告第2号でございます。専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている各事項について別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

平成26年4月30日提出。白老町長。

記、1、法令上、町の義務に属する1件100万円以下の和解、調停及び損害賠償額の決定に関すること。に該当するものでございます。

次のページでございます。専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき白老町議会会議条例第8条の規定により町長において専決処分することができる事項について次のとおり専決処分する。

平成26年4月18日専決。白老町長。

記、1、損害賠償の額、13万8,687円。

2、損害賠償の相手方、白老郡白老町字萩野312番地120 株式会社 鈴木ホーム
代表取締役 鈴木孝義

説明でございます。事故の発生状況、1、日時、平成25年12月7日土曜日、午前8時50分ごろ。

2、場所、白老町東町5丁目道道388号白老停車場線。

3、当事者、甲乙記載のとおりでございます。

4、状況、平成25年12月7日土曜日、午前8時50分ごろ甲が町立病院に搬入後帰署するため道道388号白老停車場線における国道36号へ入るT字交差点で赤信号停車中、町立病院に忘れ物をしたため引き返そうと方向転換を試み車両後進させたところ、後方で停車中乙車に気づかず甲車両の後部が乙車両の前部に接触したものである。

5、被害の程度、乙車、前部バンパー及びナンバープレート損傷。

6、損害賠償額、本件は乙の停車中に甲が後方確認を怠り後進したことにより発生した事故であることから、甲は乙に対して車両の修理費等13万8,687円全額を支払うことで示談する。なお損害賠償額については全額保険により補てんされるものである。

なお次のページの現場詳細につきましては別紙図面のとおりでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（山本浩平君）　　ただいま提出者から説明がありましたがこの件に関して何かお尋ねしたいことがございましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）　　報告第2号はこれをもって報告済みといたします。

◎散会の宣告

○議長（山本浩平君）　　以上で本日の日程は全部終了いたしました。

議長より念のため申し述べておきます。明日5月1日から6月30日までの間は休会となっておりますのでご承知おき願います。

本日はこれをもって散会いたします。